

駿東伊豆消防組合訓令乙第1号

各部
各方面本部
会計室

駿東伊豆消防組合パブリック・コメント制度実施要綱を次のように定める。

平成28年4月1日

駿東伊豆消防組合管理者 沼津市長 栗原裕康

駿東伊豆消防組合パブリック・コメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント制度の実施に関する基本的事項を定めることにより、駿東伊豆消防組合（以下「消防組合」という。）の政策形成過程における市民等の消防組合行政への参画を推進するとともに、市民等への説明責任を果たすことによる消防行政運営の透明性の向上を図り、もって公正で開かれた消防組合行政の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリック・コメント制度」とは消防組合の基本的な政策等の策定過程において、案の段階でその趣旨、目的、内容その他必要な事項を広く公表し、当該案に関する意見を求め、提出された意見に対する消防組合の考え方を明らかにするとともに、提出された意見を考慮して意思決定を行う一連の手続きをいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、消防組合管理者及び消防長をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 沼津市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、函南町及び清水町（以下「構成市町」という。）に住所を有する者
- (2) 構成市町に通勤又は通学する者
- (3) 構成市町に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

- (4) 構成市町に対して納税義務を有する者
- (5) パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有するもの
(対象)

第3条 パブリック・コメント制度の対象となる消防組合の基本的な政策等（以下「政策等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる条例の制定又は改廃
 - ア 消防組合行政に関する基本方針を定める条例
 - イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（負担金、使用料、手数料等の徴収に関するものを除く。）
- (2) 消防組合行政の基本的な方針を定める構想及び計画案の策定又は改廃
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要であると認めるもの
(対象の適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリック・コメント制度を実施しないことができる。

- (1) 緊急を要する場合であって、この要綱に定める手続きを実施することが困難であると認められるとき
- (2) 軽微な内容の変更を行う場合
- (3) 政策等の策定に当たり、実施機関の裁量の余地がほとんどない場合
- (4) 政策等の策定に当たり、縦覧、意見の提出等、意見聴取の手続きが法令により定められている場合
(案の公表)

第5条 実施機関は、政策等を定めるときには、当該政策等の案（条例にあっては、条例の素案又は骨子）及びこれに関する資料を、意見提出要領（様式第1号）により、あらかじめ公表するものとする。

- 2 前項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧又は配布によるもののほか、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。
(意見の提出)

第6条 前条第1項の規定による意見提出期間は、30日以上とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、30以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、実施機関は、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合、当該パブリック・コメント制度に係る政策等の案の公表の際に、その理由を明らかにするものとする。

3 意見を提出しようとする者には、住所、氏名、連絡先その他実施機関が定める事項の明示を求めるものとする。

(実施の予告)

第7条 実施機関は、第5条第1項の規定による公表を行う前に、インターネットの利用等により、パブリック・コメント制度の実施の予告を行うものとする。

(提出意見の取扱い)

第8条 実施機関は、政策等の案に対して提出された意見（以下「提出意見」という。）を考慮して意思決定を行うものとする。

(結果の公表等)

第9条 実施機関は、パブリック・コメント制度を実施して政策等を定めた場合は、当該政策等の公表（議会の議決を要する政策等にあつては議案の提出をいう。）と同時期に、次に掲げる事項を、結果公表要領（様式第2号）により公表するものとする。

- (1) 政策等の題名
- (2) 概要
- (3) 結果の公表日
- (4) 意見等の件数
- (5) 結果の概要
- (6) 結果の公表場所
- (7) 意見提出期間

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。

3 実施機関は、前2項の規定により提出意見を公表するに当たり、駿東伊豆消防組合情報公開条例（平成28年駿東伊豆消防組合条例第8号）第5条に規定する不開示情報に該当するものについては、公表しないものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防組合管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

意見提出要領

政策等の題名	
概 要	
意見提出期間	
資料の閲覧場所	
意見提出方法	
意見を提出できる方の範囲	
結果の公表予定時期	
提出先・問い合わせ	

様式第2号（第9条関係）

結 果 公 表 要 領

政策等の題名	
概 要	
結果の公表日	
意見等の件数	
結果の概要	
結果の公表場所	
意見提出期間	
問い合わせ	